金沢ハイキングクラブ規約

第1章 総則

- 第1条 この会は、金沢ハイキングクラブと呼び、事務所を会計宅におく(以下、クラブと呼ぶ)。
- 第2条 このクラブは、「石川県勤労者山岳連盟」を通じ、「日本勤労者山岳連盟」に加盟しハイキングについての指導および援助を受ける。

第2章 目的と活動

- 第3条 このクラブは、ハイキングを通して心身を鍛え、会員相互の交流並びにハイキング技術の 普及と向上をはかり、安全登山につとめる。
- 第4条 このクラブは、前条の目的を遂行するため、次の活動を行う。
 - 1. 月1回以上のハイキング(例会ハイキングと呼ぶ)
 - 2. 定期的な会報の発行(月1回)
 - 3. 会員を広げる活動
 - 4. 講座の開設などの教育活動
 - 5. その他、目的遂行に必要な活動

第3章 会員

- 第5条 この規約を認めて、所定の手続きを取れば、誰でも会員になることができる。
- 第6条 会員は、本クラブの発行する会報を受け、本クラブの開催する全ての活動に参加できる。
- 第7条 会員は、会費を理由なく納入しなかった場合、資格を失う。

第4章 役員

第8条 このクラブ役員は、次の通りとする。

会長1名 副会長1名 事務局長1名 事務局員若干名

各部・係運営委員若干名 会計監査2名

また、石川県勤労者山岳連盟の要望に応じて役員を送る。

第9条 会長はこのクラブを代表し統括する。

副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときは、その任務を代行する。

事務局長は日常活動を統括し、会務の円滑な遂行を図る。

- 第10条 役員の選出は、総会で行う。
- 第11条 役員の任期は次期総会までとし、再選を妨げない。
- 第12条 役員の補充は運営委員会で決定し、その任期は前任者の残りの期間とする。

なお、運営委員会は会長、副会長、事務局長、事務局員及び各部・係の運営委員で構成する。

第5章 機関

第13条 総会は最高の議決機関であり、年1回会長が召集する。

総会は会員の過半数を持って成立する。出席できない会員は、その権限を他の会員に委任 することができる。

なお、会員の2/3以上、または運営委員会が必要と認めた場合は臨時総会を開くことができる。

第14条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で、かつ日常業務を行う。 運営委員会は、会長の召集により開かれる。

第6章 会計

第15条 1. このクラブの経費は、会費、入会金、寄付金、事業益金その他でまかなう。会費は年会費とし10,000円、家族で加入(15歳以上)2人目から6,000円とする。一括支払いとする。(石川県勤労者山岳連盟費3,000円/年、日本勤労者山岳連盟費1,560円/年含む)

尚、新入会者の会費は**月額 800 円として**入会月から年度末 (3 月末) までの一括支払 いとする。入会金は 500 円とし、再入会の場合は免除とする

- 2. 特別会計は遭難救助の際に一時立て替え資金として使うことができる。
- 3. 財政調整会計は、一般会計繰越金の算出・算入口座とする。 尚、財政調整会計は運営委員会承認のもとですべての使途の資金として使うことができる。
- 4. 「記念行事等会計」を**設置**する。 用途は記念行事等の会行事に使用でき、総会の承認を受け実行する。
- 5. 「備品・装備品会計」を設置する。

用途は備品・装備品の新規購入・更新購入に使用でき、総会の承認を受け実行する。

故障・破損等で緊急更新が必要な場合は運営委員会の承認を受け実行する。

- 第16条 納入した会費・入会費は、このクラブを退会しても返金しない。
- 第17条 このクラブの会計年度は3月1日から翌年の2月末日までとし、会計報告 は定期総会の 都度おこない承認を必要とする。

第7章 OB会員

- 第18条 このクラブと退会した会員との相互親睦を目的としてOB会員制度を設ける。
- 第 19 条 このクラブの活動に貢献した会員は、所定の手続きを取れば、OB会員になることができる。
- 第20条 OB会員の会費,享受活動範囲等については別途定める。
- 第21条 OB会員は、会費を理由なく納入しなかった場合、資格を失う。

第8章 規約の改廃とその他

- 第22条 規約の改廃は、総会の出席者の2/3以上の承認を必要とする。
- 第23条 この規約に定められていない問題については、規約の精神とクラブ員の利益を守る立場で、運営委員会が処理することができる。
- 第24条 この規約は、昭和56年9月6日より施行する。
- ・平成5年3月21日改正・平成7年3月26日改正
- ・平成9年3月23日改正・平成21年3月15日改正
- ・平成24年3月18日改正・平成25年3月24日改正
- 平成 26 年 3 月 23 日改正
- ・平成27年3月22日改正 1. 第1条 事務所を会計宅へ変更
 - 2. 第15条1 会費を年会費へ変更,一括支払いを明記
 - 3. 第15条3 財政調整会計項目を追加
- · 平成 28 年 3 月 20 日改正
- 1. 第6条, 第7条, 第13条 表現の統一 (クラブ員→会員)
- 2. 第7章 OB会員の項を新設追加
- . 平成30年3月25日改正 第6章15条
 - 3. 財政調整会計へ繰越金の算出・算入の口座とする(追記)
 - 4. 記念行事等会計(新設)
- ・令和5年3月19日改正 1. 第15条1年会費を10,000円に変更、新入会員は月額800円×月数
 - 2. 第15条4 「新設」の文言を「設置」へ変更
 - 3. 第 15 条 5 備品·装備品会計(新設)
 - 4. 第16条 「原則として」の文言を削除

- *OB会員制度細則1 (2016/3/20)
 - OB会員は会費を納入することでこのクラブの活動と係わりを持つことができる。
 - 1. 〇 B 会員は会費を期限までに納入する。

会費は1,000円/年とする。

但し 会報を希望する場合は実費を負担する。

- 2. OB会員はこのクラブのホームページの会員専用ページの閲覧ができる。
- 3. OB会員はランク制度の規定内においてA、A健の例会に限りCL、ランク部の許可承認があり、保険に入会することで参加できる。但し参加費として500円/例会を負担する。
- 4. この細則の改廃は運営委員会にて決議する。
- ・この細則は平成28年4月1日より施行する。
- *OB会員制度細則2 (2016/6/7 追記)
 - 1.0B会員の登録開始を平成28年7月1日から。
 - 2. 受付は組織部とする。